

令和7年度避難所運営体制強化事業委託業務 提案競技募集要領

1 目的

大規模災害が発生した場合等に、地域の自治会・自主防災組織の代表者や市町村職員、施設管理者、防災士などで設置される避難所運営委員会による住民主体の避難所運営をサポートする「避難所運営コーディネーター」を養成する。また、養成にあたり、有識者等を集めた避難所コーディネーターの在り方検討会議を開催し、育成に向けたカリキュラムを構築するとともに、当該カリキュラムに基づき、市町村が推薦した人材に対し、養成講座を実施する。

2 契約に付する事項

- (1)業務名 令和7年度避難所運営体制強化事業委託業務
- (2)履行期限 令和8年3月13日(金)まで
- (3)業務概要 別添仕様書のとおり
- (4)限度額 2,909,500円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 264,500円)

3 参加資格

提案競技の参加者は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1)地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- (2)大分県入札参加資格を有すること。当該資格を保有しない場合は、資格審査書類を提出すること。
- (3)本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4)本事業の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (5)業務の実施にあたり、専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な業務体制が整っていること。
- (6)宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7)特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者でないこと。
- (8)自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)

- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 提案審査への参加申込

提案競技への参加を希望する者は、以下①から③の書類を期限内に「9問い合わせ・提出先」まで提出すること。

(1) 提出書類

- ① 「提案競技参加申込書」(別紙様式1)
- ② 「提案競技参加資格確認申請書兼誓約書」(別紙様式2)
- ③ 会社概要書(パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。)

・なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

【株式会社等】

- ・営業概要書、貸借対照表、損益計算書(活動計算書)
- ・取扱商品等調書
- ・納税証明書(地方消費税)
- ・納税証明書(県税)※大分県内に本店・支店・営業所がない場合は不要
- ・登記事項証明書
- ・定款(写し)

【NPO 法人等】

- ・事業報告書、貸借対照表、活動計算書
- ・役員名簿
- ・納税証明書(地方消費税)
- ・納税証明書(県税)※大分県内に本店・支店・営業所がない場合は不要
- ・登記事項証明書
- ・定款(写し)

(2) 提出期限

令和7年5月9日(金)17:00必着

(3) その他の事項

・参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退書」(別紙様式3)を提出すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

・提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、「質問書」(別紙様式4)を「9問い合わせ・提出先」まで E-mail 又は FAX で提出すること。

※件名は「避難所運営体制強化事業業務委託に関する質問」とすること。

(2) 提出期限

・令和7年4月18日(金)17:00(必着)

(3) 回答方法

・質問に対する回答は4月22日(火)を目途に、大分県の HP に公開する。

6 企画提案書の提出等

「4参加申込」にて提案審査への申し込みを行った者は、下記の企画提案書を期限内に「9問い合わせ・提出先」まで提出すること。

(1) 提出資料(7部)

・別表1のとおり作成し、提出期限までに直接持参又は郵送(簡易書留等追跡可能な方法とすること。)で提出すること。

※A4 サイズ、長辺綴じ(ファイル等による綴じ込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップでとめること。))

(別表1)

①表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A4版)
②企画提案書	仕様書に沿って、目的を達成するために効果的な企画を提案すること。	様式自由 (A4版)
③協力企業一 覧表	業務の実施に当たり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表として添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。	様式自由 (A4版)
④業務実施体 制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、協力してもらう業務内容毎に、当該企業	様式自由 (A4版)

	の住所、名称を併記すること。	
⑤見積書	<p>項目ごとにその単価、合計額等を記載すること。</p> <p>※あり方検討会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者謝金及び旅費。 ・会場使用料は算出不要。 <p>※養成講座：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金及び旅費。 ・講座テキストの作成・印刷にかかる経費(受講者 50 名程度)。 ・会場使用料は算出不要。 <p>※被災地体験活動：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者謝金及び旅費(2名)。 ・現地での講師に係る費用は算出不要。 	様式自由 (A4版)

(2) 提出期限

令和7年5月23日(金)17:00必着

※受付後2日以内(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)に、受領した旨のメールがなければ、電話により確認の連絡を行うこと。

(3) その他

・1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

7 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 審査方法

- ・審査は提案競技審査会で行い、最優秀提案1件を選定する。
- ・審査会は令和7年5月30日(金)に提案者によるプレゼンテーション(提案者発表時間10分、質疑応答10分)を予定している。日程変更や審査の場所・時間・プレゼン方法等については、別途提案競技参加者全員に対し、E-mail 又は FAX 及び HP にて通知する。

(2) 審査基準

- ・別添「審査基準」のとおり

(3) 評価基準

- ・合格基準は提案内容に基づき、60点(満点100点)以上を合格基準とする。

(4) 審査結果の通知

- ・審査結果は令和7年6月4日(水)を目処に、審査会に出席した全ての提案競技参加者に対して文書により通知する。また、結果は大分県ホームページにも掲載する。

8 その他

- (1) 最優秀提案を行った者を委託候補者とし、事業の運営、実施体制等について協議したうえで委託契約を締結する。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 企画提案書等の作成・提出等に要する経費、提案競技にかかる経費は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなったものが提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止とする。
- (7) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

9 問い合わせ・各書類の提出先

大分県生活環境部 協働・共助推進室 協働・共助推進班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

・TEL 097-506-3183

・FAX 097-506-1741

・E-mail a13110@pref.oita.lg.jp